

令和3年度  
情報公開制度及び個人情報保護制度の運用状況の公表

沖縄市情報公開条例第16条（運用状況の公表）及び沖縄市個人情報保護条例第31条（運用状況の公表）に基づき、令和3年度の公文書の公開請求、自己情報の開示等請求及びその結果等を公表します。

1. 公文書公開請求件数及び処理状況（令和4年5月末時点）

（単位：件）

実施機関	公開請求件数	請求者の内訳			処理状況								公開の実施		審査請求件数
		市内	県内(市外)	県外	全部公開	該当公文書の件数	一部公開	該当公文書の件数	非公開	該当公文書の件数	取下げ	審査中	閲覧	写しの交付	
市長	109	79	13	17	44	3293	42	409	15	10	8	0	5	84	0
議会	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
上下水道事業管理者	4	2	2	0	4	10	0	0	0	0	0	0	0	4	0
消防長	12	4	6	2	8	14	3	2	1	2	0	0	0	11	0
教育委員会	12	3	8	1	5	21	6	7	1	8	0	0	0	11	0
選挙管理委員会	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
農業委員会	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
合計	141	92	29	20	65	3342	51	418	17	20	8	0	5	114	0

1-1(1). 上位請求先(市長部局・教育委員会のみ)

市長部局	1位	建設部 都市計画担当	10件 (9.0%)
	2位	総務部 総務・法制担当	8件 (7.2%)
	3位	企画部 プロジェクト推進室	6件 (5.4%)

教育委員会	1位	指導部 指導課	6件 (50.0%)
	2位	教育部 教育総務課	2件 (16.7%)

1-1(2). 権利の濫用規定の適用状況

適用なし

2. 自己情報開示請求件数及び処理状況（令和4年5月末時点）

（単位：件）

実施機関	開示請求件数	請求者の内訳			処理状況								開示の実施		審査請求件数
		市内	県内(市外)	県外	全部開示	該当公文書の件数	一部開示	該当公文書の件数	不開示	該当公文書の件数	取下げ	審査中	閲覧	写しの交付	
市長	38	28	8	2	23	148	14	28	1	28	0	0	9	37	1
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消防長	4	3	1	0	0	0	4	4	0	0	0	0	0	4	0
教育委員会	3	2	1	0	2	12	1	3	0	0	0	0	3	3	3
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	46	34	10	2	26	162	19	35	1	28	0	0	12	45	4

2-1(1). 上位請求先(市長部局・教育委員会のみ)

市長部局	1位	総務部 納税課	18件 (46.2%)
	2位	市民部 市民課	6件 (15.4%)
	3位	健康福祉部 介護保険課	5件 (12.8%)

教育委員会	1位	指導部 指導課	3件 (100%)
-------	----	---------	-----------

2-1(2). 権利の濫用規定の適用状況

適用なし

3. 自己情報の訂正・利用停止・消去・提供停止の請求件数及び処理状況（令和4年5月末時点）

自己情報の訂正の請求、利用停止の請求、消去の請求、提供停止の請求は、全実施機関においてございませんでした。

4. 審査請求の処理状況(令和4年5月末時点)

（単位：件）

審査請求の種別	年度	審査請求	審査庁による処理状況					審査会における処理状況							
			審査請求取下げ	却下	全部容認	審査中	審査会へ諮問	諮問取下げ	答申済	答申結果(内訳)			審議中	審議待ち	
										妥当(棄却)	一部妥当(一部容認)	違法又は不当(全部容認)			
公文書公開決定等に対する審査請求	H30年度	9	4	0	0	3	2	0	2	1	0	1	0	0	
	R01年度	22	8	10	0	1	3	0	3	3	0	0	0	0	
	R02年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	R03年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自己情報開示等請求に対する審査請求	H30年度	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	
	R01年度	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	
	R02年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	R03年度	4	0	0	0	3	1	0	1	1	0	0	0	0	

(注) 「却下」とは、審査請求自体が不適法として却下したものです。  
「妥当(棄却)」とは、審査請求のあった処分は妥当であり、審査請求を棄却したものです。  
「一部妥当(一部容認)」とは、審査請求のあった処分の一部が、違法又は不当であり、審査請求の一部を認めたものです。  
「違法又は不当(全部容認)」とは、審査請求のあった処分の全部が、違法又は不当であり、審査請求の全部を認めたものです。